

省 令

○法務省令第四十号

法務省設置法昭和二十二年法律第九十三号
第八条第五項の規定に基づき、法務局及び地方
法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する
省令を次のように定める。
平成十二年十月二十三日

法務大臣 保岡 興治

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設
置規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規
則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次
のように改正する。

別表秋田地方法務局の部大曲支局の款同支局の
項中 「仙北郡の内
神岡町 六郷町 仙北町 太田町 千畑
町 仙南村」 を 「仙北郡の内
太田町 神岡町 協和町 千
畑町 仙北町 西仙北町 六郷町 仙南村 南外
村」 に改め、同表西仙北出張所の項を削る。

附 則

この省令は、平成十二年十月三十日から施行す
る。

○厚生省令第二百二十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）
第二十二條第二項及び第四項、第二十三條第二項
及び第五項、第三十三條の四ただし書並びに第四
十五條第一項並びに社会福祉法（昭和二十六年法
律第四十五号）第七十七條の規定に基づき、並び
に児童福祉法を実施するため、児童福祉法施行規
則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年十月二十三日

厚生大臣 津島 雄二

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省
令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生
省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 法第二十二條第二項に規定する厚
生労働省令の定める事項は、次のとおりとす
る。

一 法第二十二條第一項の規定による助産の
実施（以下単に「助産の実施」という。）を
希望する妊産婦の氏名、居住地、生年月日
及び職業

二 助産の実施を希望する理由

法第二十三條第二項に規定する厚生労働省
令の定める事項は、次のとおりとする。

一 法第二十三條第一項の規定による母子保
護の実施（以下単に「母子保護の実施」と
いう。）を希望する保護者の氏名、居住地、
生年月日及び職業

二 母子保護の実施に係る児童の氏名及び生
年月日

三 母子保護の実施を希望する理由

法第二十二條第二項前段又は第二十三條第
二項前段に規定する申込書は、市及び福祉事
務所を設置する町村の区域内に居住地を有す
る助産の実施を希望する妊産婦又は母子保護
の実施を希望する保護者（以下この条におい
て「助産の実施希望者等」という。）にあつて
はその居住地の市町村に、福祉事務所を設
置しない町村の区域内に居住地を有する助産の
実施希望者等にあつてはその居住地の都道府
県に提出しなければならない。

前項の申込書には、法第五十六條第二項の
規定により徴収する額の決定のために必要な
事項に関する書類を添えなければならない。

法第二十二條第二項後段又は第二十三條第
二項後段の規定により申込書の提出を代行す
る助産施設又は母子生活支援施設は、都道府
県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下
「都道府県等」という。）との連携を努めると
ともに、助産の実施希望者等の依頼を受けた
ときは、速やかに、市及び福祉事務所を設
置する町村の区域内に居住地を有する当該助
産の実施希望者等にあつてはその居住地の市
町村に、福祉事務所を設置しない町村の区域
内に居住地を有する当該助産の実施希望者
等にあつてはその居住地の都道府県に当該申
込書を提出しなければならない。

都道府県等は、それぞれの設置する福祉事
務所の所管区域内における妊産婦が保健上必
要であるにもかかわらず経済的理由により入
院助産を受けることができない場合又はそれ
ぞれの設置する福祉事務所の所管区域内にお

ける保護者が配偶者のない女子若しくはこれ
に準ずる事情にある女子であつてその者の監
護すべき児童の福祉に欠けるところがある場
合において、助産の実施又は母子保護の実施
を行う必要があると認められたときは、第三項に
よる申込みがない場合においても、その妊産
婦又は保護者に対し、助産の実施又は母子保
護の実施の申込みを勧奨しなければならない。

第二十五條を削り、第二十四條を第二十五條
とし、第二十三條を第二十四條とし、第二十
二條の次に次の一条を加える。

第二十三條 法第二十二條第四項に規定する厚
生労働省令の定める事項は、次のとおりとす
る。

一 助産施設の種類、位置及び設置者に関す
る事項

二 助産施設の施設及び設備の状況に関する
事項

三 次に掲げる助産施設の運営の状況に関す
る事項

イ 助産施設の入所定員及び職員員の状況

ロ 助産施設の助産の方針

ハ その他助産施設を行う事業に関する事
項

四 法第五十六條第二項の規定により徴収す
る額に関する事項

五 助産施設への入所手続に関する事項

法第二十三條第五項に規定する厚生労働省
令の定める事項は、次のとおりとする。

一 母子生活支援施設の種類、位置及び設置
者に関する事項

二 母子生活支援施設の施設及び設備の状況
に関する事項

三 次に掲げる母子生活支援施設の運営の状
況に関する事項

イ 母子生活支援施設の入所世帯定員、入
所状況及び職員員の状況

ロ 母子生活支援施設の母子保護の実施及
び入所した者に対する生活の支援の方針

ハ その他母子生活支援施設を行う事業に
関する事項

四 法第五十六條第二項の規定により徴収す
る額に関する事項

五 母子生活支援施設への入所手続に関する
事項

法第二十二條第四項及び第二十三條第五項
に規定する情報の提供は、地域住民が当該情
報を自由に利用できるような方法で行うもの
とする。

第三十六條中「保育の実施」を「保育の実施
等」に改める。

（児童福祉施設最低基準の一部改正）

第二条 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚
生省令第六十三号）の一部を次のように改正す
る。

第十二條第四項及び第十四條の二第二項中
「措置又は」の下に「助産の実施、母子保護の
実施若しくは」を加える。

第十六條中「第二十二條」を「第二十二條第
一項」に改める。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第三条 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生
省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六條第一項第二号中ホをへとし、ロから
二までを一ずつ繰り下げ、イの次に次のように
加える。

ロ 助産施設を運営する事業

第十六條第一項第九号を第十号とし、第一
号から第八号までを一ずつ繰り下げ、同項に
第一号として次の一号を加える。

一 法第二十二條第二項第二号に掲げる事業のう
ち、母子生活支援施設を運営する事業

（福祉の措置及び保育の実施の解除に係る説明
等に関する省令の一部改正）

第四条 福祉の措置及び保育の実施の解除に係る
説明等に関する省令（平成六年厚生省令第六十
二号）の一部を次のように改正する。

題名中「保育の実施」を「保育の実施等」に
改める。

第一条中「保育の実施」を「助産の実施、母
子保護の実施若しくは保育の実施（以下「保育
の実施等」という。）に改める。

第二条第一項、第五条第一項及び第九条（見
出しを含む）中「保育の実施」を「保育の実施
等」に改める。

附 則

（施行期日）

一 この省令は、平成十三年四月一日から施行す
る。

